

防府市消費者被害防止ネットワーク連絡協議会設置要綱

令和4年1月14日制定

(趣旨)

第1条 消費生活上特に配慮を要する高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害防止について、関係機関・団体等（以下「関係機関等」という。）とともに、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、防府市消費者被害防止ネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 前項に規定する協議会は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、高齢者等に係る消費者被害の発生又は拡大の防止に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消費者被害の現状及び対策に係る情報交換に関すること
- (2) 消費者被害の防止及び安全確保に係る協議、情報の共有及び連携の強化に関すること
- (3) 消費者被害防止の普及・啓発に関すること
- (4) その他消費者被害防止に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等により組織する。

- 2 協議会には会長を置き、会長は、防府市総合政策部広報広聴課長をもって充てる。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の事務局は、防府市消費生活センターに置く。

(全体会議)

第4条 協議会は、第1条に規定する目的のため、全体会議を毎年1回開催するものとする。

- 2 全体会議は、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 全体会議は、別表2に掲げる関係機関等の代表者が出席するものとする。

- 4 関係機関等の代表者が全体会議に出席が困難な場合は、代理人の出席を認める。ただし、当該関係機関等の構成員に限る。
- 5 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の関係機関等の構成員ではない者を全体会議に出席させることができる。
- 7 全体会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(担当者会議)

第5条 会長は、個別の消費者被害に対する取組について検討する必要があると認めるときは、担当者会議を開催することができる。

- 2 担当者会議は、第3条別表1に掲げる関係機関等のうち、当該検討事項に直接関係があるものを会長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の関係機関等の構成員ではない者を担当者会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の全体会議及び担当者会議は、個人情報の取り扱い等に配慮が必要であるため、非公開とする。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の全体会議に出席した関係機関等の代表者や担当者会議に出席した関係機関等の構成員、協議会の事務に従事する者、第4条第6項又は第5条第3項の規定により全体会議又は担当者会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が全体会議に諮って決定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

防府市社会福祉協議会
防府警察署生活安全課
防府市民生委員・児童委員協議会
防府市消費生活研究会
防府東地域包括支援センター
防府西地域包括支援センター
防府南地域包括支援センター
防府北地域包括支援センター
防府市障害者生活支援センター
クローバーセンター
ゆめサポート相談所
防府市高齢福祉課 防府市地域包括支援センター
防府市障害福祉課
防府市広報広聴課 防府市消費生活センター

別表 2（第 4 条関係）

関係機関等	代表者
防府市社会福祉協議会	事務局長
防府警察署生活安全課	課長
防府市民生委員・児童委員協議会	理事
防府市消費生活研究会	会長
防府東地域包括支援センター	センター長
防府西地域包括支援センター	センター長
防府南地域包括支援センター	センター長
防府北地域包括支援センター	センター長
防府市障害者生活支援センター	管理者
クローバーセンター	管理者
ゆめサポート相談所	管理者

防府市高齢福祉課	防府市地域包括支援センター	センター長
防府市障害福祉課		課長
防府市広報広聴課	防府市消費生活センター	課長